

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋大物搬入口における物品搬入作業において、非放射線管理区域側で監視業務を行っていた監視員が申請書類確認の際、誤って放射線管理区域側へ立ち入ってしまう事象が発生したため、当該監視員について線量評価を実施し、問題なしを確認及び対応検討	GⅡ	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備（B）用空気圧縮機（B）の出口逆止弁（B）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備（B）用空気圧縮機（A・B）の排気弁（A・B）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	1号機	不活性ガス系原子炉格納容器窒素ガス供給装置の加熱用蒸気ドレン排出配管のドレントラップに動作不良（開固着）が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	GⅢ	
5	2号機	プラント起動中における高圧注入系ポンプ確認運転に伴う同系復水器用真空ポンプ運転の際、非常用ガス処理系（B）の系統入口温度と活性炭フィルタ入口温度の差温度「低」を示す警報が発生したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
6	2号機	計装用圧縮空気系除湿装置用除湿塔（A）入口弁のグランド部より微量のエアリークが認められたため、当該入口弁を点検・修理	GⅢ	
7	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油フィルタ（B2）の上蓋締付けボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検及び油を拭き取り	GⅢ	
8	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）海水入口配管側ドレン弁と同弁出口側配管接続部に外れが認められたため、当該接続部を修理	GⅢ	
9	4号機	制御棒駆動水圧系排水母管圧力指示計検出元弁の弁蓋フランジ部より水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
10	4号機	廃棄物処理系廃液サージタンクから復水貯蔵タンクへの廃液移送時、廃液ろ過器入口安全弁の動作が認められた。確認の結果、同安全弁の誤動作と判断されたため、当該安全弁を点検・修理	GⅢ	
11	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用冷水循環ポンプの入口温度調節弁バイパス弁において、開度指示計の腐食による脱落が認められたため、当該バイパス弁開度指示計を修理	GⅢ	
12	5号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機（A）に過負荷による自動停止が発生したため、調査後、対応検討	GⅢ	
13	5号機	原子炉冷却材浄化系逆洗運転時、ろ過脱塩器（A）のプリコートタンクレベル「高」を示す警報発生と同時に逆洗工程が自動停止したため、調査後、対応検討	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	高圧注水系テスト可能逆先弁の動作確認において、同弁バイパス弁の開側状態表示灯用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	GⅢ	
15	6号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、横行装置の下部照明灯に不点灯（電球切れ：1箇所）が認められたため、当該電球を交換	対象外	
16	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）逆先弁（A）の開度指示計にカバーの脱落が認められたため、当該カバーを取付け	GⅢ	
17	集中環境施設	高温焼却炉設備の溶融物排出装置に「機器異常」を示す警報が発生すると同時に、同装置が自動停止したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	